

千葉県外国籍の子供の日本語学習等支援事業補助金Q & A

Q 1 どのような事業か。…[交付要綱第1条関係](#)

A 外国籍の子供の数が増加している中、義務教育年齢を超過して来日した子供のためには、公的な学習支援がなく、高校に就学することが難しい状況にあります。

このため、義務教育年齢を超過した外国籍の子供（年度当初に15～17歳）が、地域の一員として暮らし将来にわたり活躍できるよう、高校への就学のために指導を行う教室を運営する事業に対し、経費の一部を補助します。

Q 2 補助金の交付対象となるのはどのような団体か。…[交付要綱第2条関係](#)

A 県内に事務所又は活動拠点を有する特定非営利活動法人、公益法人、一般法人等の非営利法人です。団体の定款（規約、会則等）、役員等名簿、決算報告書、事業報告書などの資料を提出いただきます。

Q 3 交付対象団体の要件である「過去一年以上継続して、日本語及び英語や数学等の教科を指導する教室を、年間100時間以上開催した実績」はどのように確認するのか。

また、義務教育年齢を超過した子供への指導実績も必要か。…[交付要綱第2条関係](#)

A 交付申請書（別記第1号様式別添3）に、前年度の活動状況として、指導場所、期間及び時間、内容、職員、講師等人数を記載いただきます。別途提出いただく決算報告書、事業報告資料と照らし正当性を確認します。

また、過去の実績として、指導した子供が義務教育年齢を超過しているかどうかは問いません。

Q 4 「当該年度において日本語や教科及び受験準備など高等学校の入学者選抜試験に向けた指導」について、具体的に必須となる内容は何か。…[交付要綱第2条関係](#)

A 日本語の指導は必須ですが、高等学校の入学者選抜試験を念頭に置いた教室であれば対象となります。他に英語や数学等の教科、面接や小論文対策、進路相談などが想定されますが、可能な範囲での指導で構いません。

Q 5 交付対象団体の要件である「日本語指導を要する義務教育年齢を超過した外国籍の子供が、補助申請時点で生徒として5人以上在籍」について、途中で生徒が5人以上となった場合は、遡って経費を請求することはできるか。また、「申請後に諸事情により生徒の人数が5人未満となった場合は、補助対象期間は生徒が5人以上在籍していた期間」について、在籍期間の考え方は。…[交付要綱第2条関係](#)

A まず、補助申請時に5人以上の在籍が必要です。追加募集を実施する場合は、一次募集時に要件に該当しなくても、追加募集時に該当すれば申請することができます。事前着手届（別記第2号様式）の提出により、5人以上の要件に該当した月の始めから補助対象期間とします。

一方、事業途中で諸事情により生徒数が5人未満となった場合は、5人以上の要件を該当していた月の終わりまでを補助対象期間とします。

※5人以上生徒が在籍していた期間：6月15日から11月10日まで。

⇒補助対象期間：6月1日から11月30日まで。

Q 6 対象となる経費はどのようなものか。また、その計算方法は。…交付要綱第3条、別紙1関係

A 義務教育年齢を超過した外国籍の子供への指導に係る事業の以下の経費です。

経費項目	内容例	留意事項
給料・報酬	日本語指導、教科指導、試験や奨学金制度等に関する講師に対する給料・報酬 通訳者、翻訳者、相談員等の支援者に対する報酬	●所要額調査書（別記第1号様式別添2）における経費の積算内訳は、人ごとに名目と単価、時間、日数等を記載すること。 例）A氏単価2,000円、5時間/日、週3日、5ヶ月 →「講師A@2,000円×5時間/日×3日×4週×5月＝600,000円」 B氏単価1,500円、3時間/日、5日 →「進路相談@1,000円×3時間/日×5日＝15,000円」 ただし、社会通念上適切でない単価は、認めない場合がある。 ※積算内訳欄に内容が記載しきれない場合は、別紙を添付してください。
使用料・賃借料	生徒に指導を行う教室や事務室、高等学校就学のために必要となる説明会・相談会等を主催するための会場の借上げ	●所要額調査書（別記第1号様式別添2）における経費の積算内訳は、会場ごとに使用目的と内訳を記載すること。 例）教室A 月契約（賃貸料・共益費）単価100,000円 →「教室A@100,000円×12月＝1,200,000円」 教室B 都度使用単価2,000円、3時間/日、週2日、6ヶ月 →「教室B@2,000円×3時間/日×2日×4週×6月＝288,000円」 説明会 都度使用単価20,000円 →「説明会@20,000円×2日＝40,000円」 ※積算内訳欄に内容が記載しきれない場合は、別紙を添付してください。

義務教育年齢相当（年度当初14歳以下）と超過した子供（15～17歳未満）を同時に指導し、上記経費が不可分の場合は、義務教育年齢を超過した子供の割合に応じて経費を按分します。交付決定時と実績報告時とで、義務教育年齢を超過した子供の割合が異なる場合には、実績報告時点での子供の割合に基づき経費を決定します。

Q 7 補助額はどのように算出するのか。…交付要綱第3条、第4条、別紙1関係

A 前述の対象経費に補助率(1/3)を乗じて算出した額（千円未満の端数は切捨て）と補助上限額300万円を比較して少ない方の金額を補助額とします。

Q 8 補助対象となる期間はいつか。また、交付決定前に事業を着手するにはどのようなしたらよいか。…交付要綱第6条関係

A 令和6年4月1日以降令和7年3月31日までの教室開催に係る経費のうち、令和7年3月31日までに支出が完了したものが対象です。

交付申請時に合わせて事業着手届を提出することにより、交付決定を受ける前からの事業経費も補助対象とします。ただし、補助対象要件である義務教育年齢超過の生徒の人数に変動がある場合は、5人以上の要件に該当していた期間のみを補助対象期間とします。（Q 5を参照）

Q 9 交付決定後、申請内容に変更が生じた時はどのようにすればよいか。

…交付要綱第7条関係

A まずは速やかに県に連絡してください。軽微な変更を除き、その都度、別記第3号様式「変更承認申請書（以下「変更申請」という）」を提出してもらうこととなります。

【変更申請すべき例】

・交付申請時での予定以上に生徒を受け入れることになり、講師等の給料・報酬が増額となる場合

⇒変更申請により補助金額の増額を申請する必要があります。

・交付申請時での予定にはなかった進路相談会を開催することになり、発表者への謝金と会場使用料を新たに計上する必要がある場合

⇒変更申請により補助金額の増額を申請する必要があります。

・交付申請時での予定よりも安価な教室会場を使用することで、所要額が下回り経費が30%の減額となる場合

⇒変更申請により補助金額の減額を申請する必要があります。

・義務教育年齢超過の生徒が途中で教室を退学し、在籍生徒数が5人未満となった場合

⇒変更申請により補助対象期間の変更に伴う減額を申請する必要があります。

【軽微な変更（変更申請不要）の例】

・交付申請時での予定よりも安価な教室会場を使用することで、所要額が下回り経費が20%以内の減額となる場合

⇒実績報告による精算で減額するため変更申請は不要です。

・交付申請時での予定よりも安価な教室会場を使用することで所要額が下回り、その経費を不足することとなった講師の謝金に充当することで、経費総額に変更がない場合

⇒実績報告により変更申請は不要です。

Q10 他の団体等から補助金・助成金をもらっているが、本補助金は申請できるか。

A 申請する経費に対して他団体等から補助金・助成金を受ける場合であっても、本補助金の対象とします。